

障害程度審査委員会設置要綱

1 設 置

身体障害者福祉法第15条第1項に基づく身体障害者手帳の交付申請に係る障害程度の認定に適正を期するため、特に専門的知識及び技術を必要とする事項について審査を行うため、埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）に障害程度審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成

- (1) 委員会は、センターの常勤職員及び非常勤職員たる医師のうちセンターの長（以下「センター長」という。）が指名又は委嘱した者をもって構成する。
- (2) 委員会に委員長を置くものとし、センター長が当たる。
- (3) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者が職務を代理する。

3 審査内容

委員会は、身体障害者手帳認定事務担当において等級の認定が困難とされた案件及び事項について審査する。

4 委員会の開催

- (1) 委員会は、審査の案件及び事項の状況に応じて適宜開催する。
- (2) 委員会は、委員長及び審査すべき案件を担当する医師のみをもって開催することができる。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

5 庶務

委員会に関する庶務は、相談部障害認定担当が行う。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月18日から施行する。